

鑑定書

2021年7月10日

株式会社A 御中

弁護士／情報処理システム監査技術者
アイティーエス法律事務所 菅沼 聖也

ご依頼の件につき、以下のとおり鑑定いたします。

【鑑定主文】

1. 本件システムの不具合を原因として、株式会社Aが株式会社Bに対して負う損害賠償義務の金額は、450万円以上600万円以下と考えられる。

記

第1 鑑定対象

1. 2020年6月25日付け「システム開発委託契約書」に基づいて株式会社Aが株式会社Bに対して納品した「新ウェブシステム」（以下「本件システム」という。）
2. 本件システムの不具合
3. 本件システムの不具合により株式会社Bが被った損害

第2 鑑定事項

1. 本件システムの不具合を原因として、株式会社Aが株式会社Bに対して負う損害賠償義務の金額

第3 鑑定資料

1. 株式会社A作成の2020年8月3日付け「新ウェブシステム要件定義書」
2. 株式会社A作成の「新ウェブシステム障害一覧表（2021.5.14更新）」

以下省略